

特別養護老人ホーム グリーンランドみずき 短期入所生活介護利用料金表 《ユニット型個室》 H30.4.1～

当施設の利用に要する費用は、要介護度によって異なりますが、主に介護サービス費・居住費・食費からなり、介護サービス費は、利用者が1割負担または2割負担、滞在費と食費は全額負担
 ユニット型個室利用に要する費用

介護度	利用者負担段階	介護サービス費 (日額) 1割負担額	介護サービス費 (日額) 2割負担額	滞在費 (日額)	食費 (日額)	1日あたりの利用料	
						利用者負担割合 (1割)	利用者負担割合 (2割)
要介護5	第4段階	1,040円	2,080円	1,970円	1,720円	4,730円	5,770円
	第3段階		1,310円	650円	3,000円	3,000円	
	第2段階		820円	390円	2,250円	2,250円	
	第1段階		820円	300円	2,160円	2,160円	
要介護4	第4段階	967円	1,934円	1,970円	1,720円	4,657円	5,624円
	第3段階		1,310円	650円	2,927円	2,927円	
	第2段階		820円	390円	2,177円	2,177円	
	第1段階		820円	300円	2,087円	2,087円	
要介護3	第4段階	894円	1,789円	1,970円	1,720円	4,584円	5,479円
	第3段階		1,310円	650円	2,854円	2,854円	
	第2段階		820円	390円	2,104円	2,104円	
	第1段階		820円	300円	2,014円	2,014円	
要介護2	第4段階	815円	1,630円	1,970円	1,720円	4,505円	5,320円
	第3段階		1,310円	650円	2,775円	2,775円	
	第2段階		820円	390円	2,018円	2,018円	
	第1段階		820円	300円	1,935円	1,935円	
要介護1	第4段階	742円	1,484円	1,970円	1,720円	4,432円	5,174円
	第3段階		1,310円	650円	2,702円	2,702円	
	第2段階		820円	390円	1,952円	1,952円	
	第1段階		820円	300円	1,862円	1,862円	
要支援2	第4段階	692円	1,384円	1,970円	1,720円	4,382円	5,074円
	第3段階		1,310円	650円	2,652円	2,652円	
	第2段階		820円	390円	1,897円	1,897円	
	第1段階		820円	300円	1,812円	1,812円	
要支援1	第4段階	557円	1,114円	1,970円	1,720円	4,247円	4,804円
	第3段階		1,310円	650円	2,517円	2,517円	
	第2段階		820円	390円	1,767円	1,767円	
	第1段階		820円	300円	1,677円	1,677円	

短期入所生活介護サービスに(必要に応じて)加算される費用(日額)

加算項目	単位数(単価/日)	利用者負担割合 (1割)	利用者負担割合 (2割)
機能訓練体制加算	12単位(130円)	13円	26円
送迎加算(予防含む)	片道184単位 (2,001円)	200円	400円
看護体制加算Ⅰ	4単位(43円)	5円	10円
看護体制加算Ⅱ	8単位(87円)	9円	18円
看護体制加算Ⅲ	12単位(130円)	13円	26円
看護体制加算Ⅳ	23単位(250円)	25円	50円
医療連携強化加算	58単位(631円)	63円	126円
夜間職員配置加算Ⅱ	18単位(196円)	20円	40円
療養食加算(予防含む)	1食につき8単位 (87円)	9円	50円
緊急短期入所加算	90単位(979円)	98円	196円
緊急短期入所体制確保加算	40単位(435円)	44円	88円
若年性認知症利用者受入加算	120単位(1,306円)	131円	262円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位(2,176円)	218円	436円
在宅中重度受入加算Ⅱ	413単位(4,493円)	449円	898円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18単位(196円)	19円	38円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12単位(131円)	13円	26円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位(65円)	7円	14円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位(65円)	7円	14円
介護職員処遇改善加算Ⅰ(予防含む)	所定単位数(基本単価+加算単位)に加算率(8.3%)を乗じた単位数		

※ 負担限度額区分の説明

区分	説明
第4段階	第1段階～第3段階までに属さない方
第3段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80万円以下の方
第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税の老齢福祉年金受給者または、生活保護を受給している方

かつ、預貯金等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下

※食費は、食事提供をした分だけ負担
 ※左記の第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。
 ※利用期間中の日常生活に要する諸費用
 ※その他の料金として、理容・美容代、行事等の費用、サービス提供記録交付代等

事業所番号 2779202064